

第三者承継促進税制の創設に向けた提言（令和2年度税制改正要望）

令和元年10月24日

公益社団法人 日本ニュービジネス協議会連合会

会長 池田 弘

1. 第三者承継支援の必要性

中小企業は、雇用や多様な技術の担い手として、地域経済を支え、我が国の経済・社会において重要な役割を果たしている。将来にわたり、その活力を維持していくためには、円滑な事業承継によって事業価値・経営資源をしっかりと次世代に引き継ぎ、事業活動の活性化を実現することが不可欠である。

他方、現在、中小企業経営者の高齢化が深刻化し、多くの中小企業が廃業の危機にある。中小企業庁の試算では、2025年までに平均引退年齢である70歳を超える中小企業経営者は約245万人と見込まれ、その約半数の127万人が後継者未定である。仮にこの現状を放置した場合、約650万人の雇用と22兆円のGDPが失われる可能性との試算もある。

中小企業の約6割が後継者不在という現状を踏まえ、喫緊の課題である事業承継を一層促進するためには、親族外の第三者による承継への支援を抜本的に強化することが急務である。

さらに、人手不足の問題が叫ばれて久しい中、M&Aを実施した事業者は、実施していない事業者よりも、生産性が向上し、販路拡大、利益率向上を達成しているといった調査結果も存在することから、中小企業の新陳代謝を進め、生産性向上を達成する上でも、第三者による承継は重要である。

当協議会連合会の会員企業においても、地域経済にとって不可欠な公共的機能を持つ中小企業や、歴史や伝統のある中小企業が後継者不在の場合に、地域経済を支えるためにこれを承継し、さらに企業規模を拡大させ、地域経済の発展に寄与している者が多く存在している。第三者承継に対する支援の拡充により、こうした取組が加速すれば、我が国経済の更なる成長も期待される。

昨年は法人版事業承継税制が抜本的に拡充され、今年は個人版事業承継税制が創設されたところだが、これらの税制措置は、原則として親族内承継を支援するためのものであるため、第三者承継促進に向けては、更なる措置が求められるところである。

2. 第三者承継促進税制の創設

今後、後継者不在の中小企業の第三者承継を一層促進するためには、以下の税制措置を講じる必要がある。

1. 「のれん」の償却について、現行の5年間の均等償却に加え、一括償却も選択可能とする等、事業を譲り受ける者の負担を軽減する税制措置の創設
2. 後継者不在の中小企業が、株式や事業用資産を第三者に譲渡する際の譲渡益課税の軽減等、事業を譲り渡す者を後押しする税制措置の創設
3. 中小企業等経営強化法に基づく再編・統合に係る登録免許税・不動産取得税の軽減措置の延長